## 寒川町国際交流基金条例新旧対照表

現行	改正案
~略~	~略~
(処分)	(処分)
第7条 基金は、第2条に掲げる事業の費用に充て	第7条 基金は、第2条に掲げる事業の費用に充て
る場合に限り、 <u>これ</u> を処分すること	る場合に限り、 <u>その全部又は一部</u> を処分すること
ができる。	ができる。
2 前項の処分することのできる額は、第5条の規	<u>(削る)</u>
定により基金に編入された収益金額に相当する	
額の範囲内とする。	
~略~	~略~
	<u>附 則</u>
	この条例は、平成28年4月1日から施行する。